愛南町商工業者創業·事業承継支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、町内での創業及び事業承継を促進することにより、町内での就業・ 雇用機会の拡大を図り、もって地域産業の活性化に資するため、町内で新たに創業し、 又は事業を継承しようとする者に対し交付する補助金(以下「補助金」という。)に関し、 愛南町補助金等交付規則(平成 17 年愛南町規則第5号。以下「規則」という。)に定め るもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 創業 次のいずれかに該当することをいう。
    - ア 事業を営んでいない個人が、新たに町内で事業所を開設することをいう。
    - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、町内で事業所を開設することを いう。
  - (2) 事業承継 町内で事業所を開設して事業を営んでいる者が、事業を継続させるために別の者に事業の全てを継承することをいう。
  - (3) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗又は工場(法人にあっては、本店又は主たる事務所に限る。)をいう。
  - (4) 小規模事業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者であって、日本標準産業分類(平成25年総務省告示405号)による産業に関する大分類の事業のうち、次のいずれにも該当しない事業を営むものをいう。
    - ア Aー農業、林業
    - イ B-漁業
    - ウ Jー金融業・保険業
  - (5) 創業又は事業承継の日 所得税法(昭和40年法律第33号)第229条の規定による 個人事業の開業・廃業等届出書の「開業・廃業等日」又は法人税法(昭和40年法律第34号)第148条の規定による法人設立届出書の「事業開始(見込み)年月日」をいう。
  - (6) 地域資源 町内に存在する次に掲げるものをいう。
    - ア農林水産物
    - イ 空き家及び空き店舗
    - ウ 歴史、文化、自然等を利用した観光資源
    - エ 町内で培われた製造技術
    - 才 伝統工芸品

(補助金の交付対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 小規模事業者であること。
  - (2) 創業又は事業承継の日までに、個人事業者にあっては町内に住所を有すること、 法人にあっては町内に事業所を置くこと。
  - (3) 創業又は事業承継の日が第8条の規定により補助金の交付を申請する日(以下「交付申請日」という。)以前の場合、その創業又は事業承継の日が交付申請日から起算して180日を超えないこと。
  - (4) 創業又は事業承継の日が交付申請日以後の場合、その申請年度内に創業し、又は

事業承継をすること。

- (5) 第8条に規定する補助金の交付申請時から第15条に規定する事業進捗報告が終了するまで愛南町商工会の助言及び経営指導を受けること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象と しないものとする。
  - (1) 町税等を滞納している者
  - (2) 愛南町暴力団排除条例(平成23年愛南町条例第13号)第2条第1号から第3号までに該当する者
  - (3) 第8条の申請者の事業に係る役員等が前号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合、その申請者
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
  - (5) 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人
  - (6) 政治団体
  - (7) 宗教上の組織又は団体
  - (8) 愛南町が出資し、又は出えんしている法人

(補助金の交付対象事業)

- 第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれ にも該当する事業とする。
  - (1) 地域資源を活用し、地域の課題又は住民ニーズに対応した事業
  - (2) 副業又はフランチャイズ契約若しくはこれに類する契約に基づかない事業
  - (3) 町の他の補助金等を併用していない事業
  - (4) 創業又は事業承継を支援するために交付される補助金について、国、愛媛県又は 公益財団法人えひめ産業振興財団等の小規模事業者の支援機関から、採択を受けてい ない事業又は採択を受ける可能性がない事業

(補助金の交付対象経費)

- 第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、創業又は事業 承継に必要な次の各号に掲げる経費とする。ただし、第8条の規定による補助金の交付 申請をするときは、第1号から第7号までのいずれかの経費を必ず含めなければならな い。
  - (1) 町内事業者が施工した事業所の新築、増築、修繕及び改修に要する経費(居宅部分を除く。)
  - (2) 設備及び機械装置の修繕、購入及び借用に要する経費
  - (3) 構築物の製作に要する経費
  - (4) 商品の試作に要する経費
  - (5) 知的財産権の保護に要する経費
  - (6) マーケティング調査に要する経費
  - (7) 技術指導の受入れに要する経費
  - (8) 土地及び建物の借用に要する経費のうち、その3か月分までの経費。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - ア敷金
  - イ 礼金
  - ウ 借入先の所有者が、3親等以内の親族であるもの
  - (9) 不動産登記及び商業・法人登記に要する経費

(補助金の交付対象外経費)

- 第6条 補助金の交付対象外となる経費は、次に掲げるものとする。
  - (1) 消費税及び地方消費税の額
  - (2) 第9条の規定による補助金の交付決定の日以前に支払いを行った経費 (補助金の額)
- 第7条 補助金の額は、交付対象経費の3分の2以内の額とし、その限度額は50万円とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第3条第1項第3号及び同項第4号に規定する交付申請日の要件を踏まえ、商工業者創業・事業承継支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
  - (1) 創業又は事業承継の計画書
  - (2) 誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式第2号)
  - (3) 納税証明書(申請者が町外者の場合で、その住所地又は事業所の所在地の市町村で 交付されたもの)
  - (4) 収支予算書(様式第3号)
  - (5) 見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容が分かる書類

(補助金の交付決定)

- 第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付の適否を決定し、商工業者創業・事業承継支援事業補助金(交付・不採択・変更・中止)決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)及び次条 第2項の規定による補助事業の変更等に係る通知の際、必要な条件を付することができ る。

(補助事業の変更等)

- 第 10 条 交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、交付対象経費に2割を超える増減額が生じる変更(以下「重要な変更」という。)をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、商工業者創業・事業承継支援事業補助金(変更・中止)申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付の上、町長に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 収支変更予算書(様式第6号)
  - (2) 補助事業の変更に係る見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の(変更・中止)の内容が分かる書類
- 2 町長は、前項の規定による補助事業の変更又は中止の申請があった場合は、その内容を審査の上変更又は中止の適否を決定し、商工業者創業・事業承継支援事業補助金(交付・不採択・変更・中止)決定通知書により補助対象者に通知するものとする。 (実績報告)
- 第11条 補助対象者は、補助事業が完了したとき、その完了した日から起算して20日以内に商工業者創業・事業承継支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第8号)
- (2) 領収書の写し、契約書の写し等の支出経費の明細が分かる書類
- (3) 住民票及び個人事業の開業・廃業等届出書の写し(個人事業者の場合)
- (4) 法人設立届出書の写し、履歴事項全部証明書及び定款又は規約の写し(法人の場合)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の実施状況が分かる書類
- (6) 商工業者創業・事業承継支援事業補助金請求書(様式第9号)

(補助金の額の確定及び交付)

- 第 12 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該実績報告に係る書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、補助金の額を確定し、交付するものとする。 (交付決定の取消し)
- 第 13 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 町長の承認を受けずに補助事業の重要な変更を行い、又は補助事業を中止したとき。
  - (2) 規則第16条各号のいずれかに該当するとき。

(補助金の返環)

- 第 14 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者に補助金の返還を命ずるものとする。
  - (1) 次条に規定する創業又は事業承継後の事業進捗報告が終了するまでに廃業し、又は町外に事業所を移転したとき。
  - (2) 補助金の交付後に規則第16条各号のいずれかに該当したことが判明したとき。 (創業又は事業承継後の事業進捗報告)
- 第 15 条 補助対象者は、補助事業が完了した日が属する事業年度の翌事業年度から3か年度にわたり創業又は事業承継後の事業進捗を記載した報告書を町長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

# 様式第1号(第8条関係)

# 商工業者創業·事業承継支援事業補助金交付申請書

# 愛南町長 様

商工業者創業・事業承継支援事業補助金の交付を受けたいので、愛南町商工業者創業・事業承継支援事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金の交付を申請します。

1	1_ 申請者			I	申請日:		年	月	日】
	(1)	事業所の所在地 ※予定含む。		<u></u>					
	(2)	法人名・屋号							
	(3)	代表者の役職及	び氏名						印
	(4)	電話番号							
2	補助	事業の概要							
	(1)	補助事業の区分	□ 創業	Ę	□ 事業承	総			
	(2)	補助事業の内容							
	(3)	実施予定期間	年	月	日~	年	月	日	
	(4)	交付対象経費			円				
3	<u>金</u>		00円未満切れ						
4		書類(以下確認の上  業又は事業承継の計画			します。)				
	- +	約書兼町税等の滞納		•	 (第2号)				
	紗	内税証明書(申請者が町外者の場合で、その住所地又は事業所の所在地の市町村で交付されたもの)							
		文子算書(様式第3号	<u>'</u>						
	見	積書の写し等(支出予	定経費の明治	細がら	かる書類)				
		:記のほか、補助事業	 の内容が分:	かる	<u>———</u> 書類(任意)	-			<u> </u>

# 様式第2号(第8条関係)

#### 誓約書兼町税等の滞納調査同意書

年 月 日

愛南町長 様

事業所の所在地 ※予定を含む。 申請者 法人名・屋号 氏名(代表者)

(EJ)

私は、商工業者創業・事業承継支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

また、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

- 1 商工業者創業・事業承継支援事業の趣旨を理解し、愛南町商工業者創業・ 事業承継支援事業補助金交付要綱その他の関連法令等の規定に従い、責任を 持って事業活動を行います。
- 2 万が一虚偽等が判明した場合は、愛南町が行う補助金の交付決定の取消し、 補助金の返還命令等に従い、異議を申し立てません。
- 3 愛南町暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員に該当しません。

また、役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

-----以下愛南町記入欄------

担当部署名	費目	担当部署	引記入欄	確認印
	町民税	有	無	
	固定資産税	有	無	
税務課	国民健康保険税	有	無	
作	軽自動車税	有	無	
	介護保険料	有	無	
	後期高齢者医療保険料	有	無	
保健福祉課	保育料	有	無	
四位在生部	下水道料	有	無	
環境衛生課	净化槽使用料	有	無	
水道課	水道料	有	無	
学校教育課	給食費	有	無	

# 収支予算書

#### 1 収入の部

費目	内容	予算額(円)	積算式
計			

## 備考

- 1 費目の欄には、補助金、融資金、自己資金等の収入の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

# 2 支出の部

費目	内容	予算額(円)	積算式
計			

## 備考

- 1 消費税及び地方消費税の額を除くこと。
- 2 費目の欄には、愛南町商工業者創業・事業承継支援事業補助金交付要綱第5条の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
- 3 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
- 4 一行記載するごとに見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類を添付すること。

様式第4号(第9条、第10条関係)

商工業者創業・事業承継支援事業補助金(交付・不採択・変更・中止)決定通知書

第 号年 月 日

様

愛南町長即

年 月 日付けで申請のあった商工業者創業・事業承継支援事業補助金の(交付・不採択・変更・中止)を次のとおり決定したので、愛南町商工業者創業・事業承継支援事業補助金交付要綱(第9条第1項・第10条第2項)の規定により通知します。

1 (交		円
2 交的	付条件及び指示	(1) この補助金は、この補助事業の目的以外に使用してはなりません。 (2) 補助事業が完了したとき、その完了した日から起算して20日以内に実績報告書を提出してください。 (3) この補助事業については、町長が調査し、又は監査委員が監査することがあります。 (4) 町長の承認を受けずに補助事業の交付対象経費に2割を超える増減額が生じる変更を行い、若しくは補助事業を中止したとき又は愛南町補助金等交付規則第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (5) (4)により取り消した場合において既に補助金が交付されているとき又は創業若しくは事業承継後の事業進捗報告が終了するまでに補助対象者が廃業し、又は町外に事業所を移転したときは、期限を定めて返還していただきます。
3 不	采択の場合、その理由	
4 中」	止の場合、その承認理由	

# 様式5号(第10条関係)

商工業者創業・事業承継支援事業補助金(変更・中止)申請書

## 愛南町長 様

1 申請者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた補助事業について(変更・中止)したいので、愛南町商工業者創業・事業承継支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により(変更・中止)を申請します。

【申請日:

日】

	(1)	※予定含む。		
	(2)	法人名・屋号		
	(3)	代表者の役職及び氏名		(FI)
	(4)	電話番号		
2	補助	]事業の(変更・中止)		
	(1)	補助事業の区分	□ 創業 □ 事業承継	
	(2)	(変更・中止)した理由及び 内容		
	(3)	当初の交付対象経費	円	
	(4)	変更後の交付対象経費	円	

※当初の交付対象経費の2割を超える増減がない場合は、申請不要

## 3 補助金額の変更

当初の交付決定額	変更後の交付申請額
円	円

※1,000円未満切捨て

4 添付書類(以下確認の上、✓をお願いします。)

収支変更予算書(様式第6号)
見積書の写し等(変更に係る支出予定経費の明細が分かる書類)
上記のほか、(変更・中止)の内容が分かる書類(任意)

# 収支変更予算書

#### 1 収入の部

弗口	内容	予算物	積算式	
費目	门谷	当初	変更	恨异八
計				

## 備考

- 1 費目の欄には、補助金、融資金、自己資金等の収入の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

#### 2 支出の部

弗口	H W	予算物	<b>建</b> 笆士		
費目	内容	当初	変更	積算式	
計					

## 備考

- 1 消費税及び地方消費税の額を除くこと。
- 2 費目の欄には、愛南町商工業者創業・事業承継支援事業補助金交付要綱第5条の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
- 3 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
- 4 一行記載するごとに見積書の写し等の支出予定経費の明細が分かる書類を添付すること。

# 様式第7号(第11条関係)

# 商工業者創業·事業承継支援事業補助金実績報告書

# 愛南町長 様

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた 補助事業について完了したので、愛南町商工業者創業・事業承継支援事業補助 金交付要綱第 11 条の規定によりその実績を報告します。

1	申請	<b>青者</b>		【申請日	∃ :	年	Ē,	月	日】
	(1)	事業所の所在	地	<u> </u>					
•	(2)	法人名・屋号							
•	(3)	代表者の役職					E	j)	
	(4)	電話番号							
2	補助	カ事業の完了報告							
	(1)	補助事業の区分	>	□ 創刻	業 □	事業	承継		
	(2)	補助事業の内容	?						
	(3)	実施期間		年	月	日~	年	月	日
2	交尓	<sup>†</sup> 対象経費							
	当初	]の交付対象経費	変更後の交付	対象経費	事業完	と 了時の	交付対	付象経費	ŧ
		円		円					円
3	補助	力金額							
	当社	勿の交付決定額	変更後の交	付決定額	事業	完了時	の交付	決定額	
		円		円					円
4	添ん	け書類(以下確認 <i>0</i>	○上、✔をお願	質いします	。)				
	収支決算書(様式第8号)								
	領	収書の写し、契約	書の写し等(支持	出経費の明約	曲が分かれ	る書類)			
	個	人事業の開業・廃	業等届出書の写	し及び住民	票(個人	事業者(	)場合)		
ļ	注	人設立届出書の写	し、履歴事項全	部証明書及で	び定款又は	は規約の	の写し	(法人の	湯合)
	上	記のほか、補助事	業の実施状況が	分かる書類	(任意)				
	<del>1</del>	「業者創業, 車業承継支援車業補助会請求書(様式第9号)							

## 収支決算書

#### 1 収入の部

費目	内容	決算額(円)	予算額(円)	積算式
計				

# 備考

- 1 費目の欄には、補助金、融資金、自己資金等の収入の種別を記載すること。
- 2 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。

# 2 支出の部

費目	内容	決算額(円)	予算額(円)	積算式
計				

## 備考

- 1 消費税及び地方消費税の額を除くこと。
- 2 費目の欄には、愛南町創業・事業承継支援事業補助金交付要綱第5条の規定による交付対象経費の種別を記載すること。
- 3 内容の欄には、費目の詳しい名称等を記載すること。
- 4 一行記載するごとに領収書の写し、契約書の写し等の支出経費の明細が分かる書類を添付すること。

# 商工業者創業·事業承継支援事業補助金請求書

<u>¥</u>	
ただし、年度分	
当初交付決定額	¥
変更に係る交付決定額	¥

上記のとおり請求します。

年 月 日

愛南町長 様

事業所の所在地 法人名・屋号 代表者の役職及び氏名 電話番号

ED

振込先 金融機関		銀行農協	支店 支所
預金種別	普通 当座	口座番号	
口座名義人 (フリガナ)			